

発議第1号

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月12日提出

提出者 和歌山市議会議員

吉本昌純

中尾友紀

宇治田清治

姫田高宏

山本忠相

山野麻衣子

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例

和歌山市議会委員会条例（昭和42年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（常任委員の所属並びに常任委員会の名称及び所管）」に改め、同条第1項に次のただし書を加える。

ただし、議長は、常任委員となることについて辞退し、又は常任委員を辞任することができる。

第17条の見出しを「（委員会の公開等）」に改め、同条第1項中「議員のほか、委員会の許可を得た者が傍聴することができる」を「原則として公開する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員長は、傍聴人の数その他必要な制限をすることができる。

第17条に次の1項を加える。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。